

第7期第12回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日(月) 午後14時00分から午後14時28分

2. 開催場所 穂別町民センター ツツジホール

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	小岸 元気	○	10番	田代 英孝	○	19番	佐田 正彦	○
2番	中田 賢大	○	11番	小笠原 正実	○	20番	森山 幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬 利一	○	21番	伊藤 正人	○
4番	山本 好一	○	13番	毛利 武	○	22番	貞廣 賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木 秀子	△	23番	平島 道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木 茂美	○
7番	山谷 和彦	○	16番	藤岡 健人	○	25番	藤江 政利	○
8番	宇南山 浩利	○	17番	石崎 代里子	○	26番	佐々木 保成	○
9番	永田 寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島 勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 あっせん委員会の結果に関する件

第4 報告第2号 農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件

第5 報告第3号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第6 報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会 長 【会長挨拶】

議 長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。欠席は、14番・鈴木委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第12回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、23番・平島道弘委員と24番・青木茂美委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5、議案2件の合わせて7件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

続いて、日程第3 報告第1号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 報告第1号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

22番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。これから、説明に対する質疑を行います。

報告第1号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、日程第4 報告第2号「農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件」を議題といたします。事務

議 長 局の説明を求めます。

主 査 報告第2号、農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書5ページをお開き願います。
申出地は、耕作者である[]が平成25年1月より利用権を設定しておりますが、平成23年3月12日に所有者である[]が亡くなっています。
本対象地は[]が亡くなった後、未登記ではありましたが、法定相続人である[]と利用権設定を行っており、その終期を令和4年12月末に迎えます。
通常、所有者が死亡した場合、相続が行われ、引き続き利用権を継続したまま耕作を続けるのが一般的に多いケースですが、法定相続人である[]も平成25年12月に亡くなっており、未登記のままとなっております。
本農地は現在、所有者がわからないため、来年以降の利用について耕作者から相談を受けていたものです。
農地法第33条に「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」とあり、その農地に該当した場合は、農地利用意向調査を行うことと規定されており、その際に所有者がわからなければ所有者探索を行うこととされています。
所有者探索の方法については、農業経営基盤強化促進法及び農地法で所有者の配偶者及び子についてのみ探索を行えば良いとなっております。
探索の結果、全員亡くなっており、議案書5ページの4番(2)に所有者探索の状況に記載のとおりとなっております。
告示前に、北海道への事前相談手続きが必要となっていることから、5月27日に事前相談を依頼、5月30日に確認を受けたので、6月1日付けで告示を行っております。
所有者の探索は行ったものの、方が一を想定し申出期間を設ける行為で6か月間告示します。よって令和4年11月30日まで告示を行い、申し出がなければ、農地中間管理機構へ通知を行い、その後、所定の手続きを行ったうえで北海道知事の裁定により、農地中間管理事業を用いるものです。
その際は、改めてその後の手続きについて、総会等でご審議いただくこととなりますのでご承知おき願います。
4ページから7ページまで、告示の写し、説明資料、図面を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第5 報告第3号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 報告第3号、むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件について、ご報告申し上げます。

9ページから11ページに照会内容がありますが、農地採草放牧地と認められないこと、また、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更異議がないとして12ページのとおり回答しておりますので、ご報告申し上げます。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、日程第6 報告第4号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 報告第4号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用に関する件についてご報告申し上げます。

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置につきましては、農地法第4条及び第5条の農地転用許可は要しないとされております。

この度、認定電気通信事業者であります[]より、当該地付近を中心に利便性の向上とより品質の高いサービスを提供するため、中継施設を設置する旨の事業計画書の提出があり、内容を審査した結果、設置する施設について営農に支障が生じないことを確認しております。

なお、15ページから21ページに農地転用計画書、事業計画概要、図面等を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、日程第7 報告第5号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 報告第5号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書24ページからになります。

平成29年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しており

主 査 ますが、平成29年から5年を経過するため、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。

なお、議案書28ページの[]につきましては、令和2年度に所有権が農業公社に移転しており、本来であれば令和7年度に売渡となりますが、早期売渡の希望があり、今回集積計画の作成申出があったものです。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第2号にてご説明申し上げます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第5号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第8 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書30ページをお開き願います。

[]が農家用住宅を建築する案件です。申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可であります。農家住宅の建築は町農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられており、農地区分と転用面積は特に問題ないと考えます。また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。

31ページから35ページまで、それぞれ現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 2 番 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。

本申請は、農家住宅を建築するものです。申請地は、[]が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。

また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

主 査 質疑無しと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第8 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書37ページから、所有権移転5件です。
1番につきましては、報告第1号でご報告いたしました、あっせんに伴う所有権移転です。
2番から5番につきましては、報告第5号でご報告いたしました、農業公社からの賃貸を満了し、売渡を行うものです。
以上、所有権移転5件12筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
39ページから43ページまで図面を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。